

2021年5月13日

会員各位

一般社団法人全国直販流通協会
事務局

京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正に関するご案内

拝啓 本年3月19日に公布され同年4月1日に施行された改正条例施行規則について、4月22日に説明会がありました。その内容につきご案内申し上げます。

尚、内容は細部に渡りますので、以下のとおり、京都府消費生活安全センターのホームページと併せてご確認くださいませようお願い申し上げます。ご不明な点は青木宛お問合せください。 敬具

{改正の趣旨}

平成28年に改正された「特定商取引法」及び平成30年に改正された「消費者契約法」の内容に則して、京都府消費生活安全条例第15条に規定された「不当な取引行為」の六つの類型（15条第1号～6号）の具体例として、条例の施行規則の別表に記載されている具体的な類型の規制内容が一部改訂・追加され、累計の数も63類型から65類型となりました。

HP➡手順① 「京都府消費生活安全センター 暮らしの情報広場」でHPを検索してください。新着情報の「京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正について」をクリックしてください。
② 「規則改正の概要」の下に「新旧対照表」(PDF)がありますので開いてください。また、同時に「不当な取引行為概要(リーフレット)」の下の
・リーフレット「京都府消費生活安全条例施行規則の一部改正」(PDF)を開いてください。
この二つを見比べていただければ、改正部分の具体例がご理解いただけると思います。

具体的な改正の事例としては

- ・新旧対照表の1の(1)はリーフレットのシロアリに食われていて危険だとしてリフォームを勧誘する事例です。
- ・新旧対照表の1の(13)はリーフレットの電磁的な方法としてSNSにアポイントメントセールスの勧誘をする事例です。

※販売目的を告げない行為は当然のことながらネットワークビジネスの勧誘もこれに該当すると思われます。

- ・新旧対照表の1の(16)はリーフレットの就職セミナーの勧誘をする事例です。
- ・新旧対照表の1の(27)は新設されたものでリーフレットのトイレの修繕の事例です。
- ・新旧対照表の1の(28)は新設されたものでリーフレットの飲食代を請求する事例です。
- ・新旧対照表の2の(3)はリーフレットのジムで発生した怪我に関する免責の事例です。

HP➡65類型全てについては「規則改正の概要」の下の「新旧対照表」(PDF)の下の「別表(規則第2条関係)(不当な取引行為)をご参照ください。 以上